| 番号 | 項目 | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|
| **1. 支援対象の範囲について** | | | |
| 1-1 | 対象となる品目（従来型半導体） | 従来型半導体として取組方針に挙げられている、「パワー半導体」、「マイコン」、「アナログ」のより詳細な定義を教えてください。 | 「パワー半導体」は、専ら電流制御や電力変換を行い、高電圧、大電流を取り扱える構造を備える半導体を指します。具体的な例として、IGBT、MOSFETなどが該当します。<br>「マイコン」は、ひとつのICチップにコンピュータが持つ基本機能一式を搭載した電子部品を指します。<br>「アナログ」は、電気信号を連続的に処理する半導体を指します。具体的な例として、電源IC、AD/DAコンバータ、アンプ、センサーなどが該当します。<br>なお、半導体に係る安定供給確保を図るための取組方針（以下、「取組方針」という。）に記載のとおり、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令第２条にて規定される特定半導体は、対象外です。<br>支援対象となる従来型半導体に該当するかどうか、判断に迷うものがあれば、経済産業省 商務情報政策局 情報産業課までご相談ください。 |
| 1-2 | 対象となる品目（半導体製造装置等） | 半導体製造装置等について、具体的にどこまでの範囲が含まれますか。 | 取組方針第３章第１節（１）②に記載のとおり、「半導体製造装置等」には、専ら半導体製造に使用する装置及び当該装置を構成する部品・素材等を含みます。部品・素材等については、専ら半導体製造に使用する目的で加工・処理等されている物資を指します。<br>ただし、同③「半導体原料」に掲げる物資（黄リン・黄リン誘導品、ヘリウム、希ガス（ネオン、クリプトン、キセノンに限る。）及び蛍石・蛍石誘導品）を含め、専ら半導体製造に使用する装置及び当該装置を構成する部品・素材等であっても、未加工あるいは処理等を行っていない原料・物資は対象になりません。<br>支援対象となる半導体製造装置等に該当するかどうか、判断に迷うものがあれば、経済産業省 商務情報政策局 情報産業課までご相談ください。 |
| 1-3 | 対象となる品目（半導体部素材等） | 半導体部素材等について、具体的にどこまでの範囲が含まれますか。 | 取組方針第３章第１節（１）②に記載のとおり、「半導体部素材等」には、半導体の完成品の製造工程で用いられる物資及び当該物資を構成する部品・素材等を含みます。部品・素材等については、専ら半導体製造に使用する目的で加工・処理等されている物資を指します。<br>ただし、同③「半導体原料」に掲げる物資（黄リン・黄リン誘導品、ヘリウム、希ガス（ネオン、クリプトン、キセノンに限る。）及び蛍石・蛍石誘導品）を含め、半導体の完成品の製造工程で用いられる物資を構成する部品・素材等であっても、未加工あるいは処理等を行っていない原料・物資は対象になりません。<br>支援対象となる半導体部素材等に該当するかどうか、判断に迷うものがあれば、経済産業省 商務情報政策局 情報産業課、製造産業局　素材産業課又は金属課までご相談ください。 |
| 1-4 | 対象となる品目（半導体部原料） | 半導体原料について、取組方針第３章第１節（１）＜半導体原料＞として対象となる品目は、取組方針に規定されている品目に限定されますか。 | 半導体原料で対象となる品目は、取組方針第３章第１節（１）＜半導体原料＞で規定する品目に限ります。 |
| 1-5 | 対象となる事業① | どのような事業が、供給確保計画に係る認定制度の対象となりますか。 | 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下、「経済安全保障推進法」という。）施行令第１条第６号に規定する半導体素子及び集積回路又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置又はプログラム等のうち、取組方針第３章第１節（１）に規定された従来型半導体、半導体製造装置、半導体部素材、半導体原料について、（２）に掲げる供給基盤の整備・強化を行おうとする取組に該当する事業が、対象となります。 |
| 1-6 | 対象となる事業② | 経済産業省の半導体やそのサプライチェーンに関する考え方が分かる参考資料はありますか。 | 2021年３月より開催している「半導体・デジタル産業戦略検討会議」にて、半導体・デジタル産業の今後の政策の方向性について議論・検討を重ねております。当該会議での議論・検討も踏まえ、計画の認定を行います。<br>【参考】<br>https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/conference/semicon_digital.html |
| 1-7 | 支援の対象 | 半導体に関する技術開発については、供給確保計画に係る支援の対象となりますか。 | 半導体原料のリサイクルを除き、「技術開発」は支援の対象に含まれません。<br>取組方針第２章第３節（１）に記載しているように、技術開発については他の施策において支援対象としていること等に鑑み、本取組においては対象とはなっておりません。 |
| 1-8 | 対象となる施設・設備① | 半導体の生産施設の敷地内に、倉庫や食堂、テニスコートといった施設や、事務用PCや自動販売機といった設備など、半導体の生産とは直接関係しない施設・設備を設置することを予定していますが、これらも支援の対象となりますか。 | 今回、支援対象となるのは、取組方針に規定された従来型半導体、半導体製造装置、半導体部素材、半導体原料の生産（半導体材料のみ、リサイクル及び技術開発を含む）に係る施設・設備です。生産活動等に欠かせない施設や設備については、対象として含むことができますが、生産活動等に必須とは認められない付帯施設や設備等は対象に含むことはできません。また、土地取得や土地賃借料については、原則として対象に含むことはできません。申請に当たって判断に迷うものがあれば、経済産業省 商務情報政策局 情報産業課、製造産業局　素材産業課又は金属課までご相談ください。 |

| 番号 | 項目 | 質問 | 回答 |
| --- | --- | --- | --- |
| 1-9 | 対象となる施設・設備② | 半導体の生産性向上や安定供給のために導入する「生産管理システム」は、支援の対象となりますか。<br>また、支援対象となる半導体の生産等に不可欠であれば、他製品の生産にも共用するシステムであっても対象となりますか。 | 取組方針第３章第１節（２）に記載している「導入する設備を稼働させるために直接的に必要となるソフトウェア」については、半導体の製造工程において必要なソフトウェアを指しており、その観点から必要とされる範囲において、いわゆる「生産管理システム」も対象になり得ます。<br>また、支援対象となる従来型半導体等の生産等に直接的に必要である場合、他品目の生産等にも使用される共用のシステムであっても、対象になり得ます。 |
| 1-10 | 事前着手 | 半導体の生産施設整備のために、認定取得前から発注・契約を行った場合、事前着手分についても補助金を受けることは可能ですか。 | 本法律に基づく半導体に係る認定供給確保計画による取組への助成は、原則、当該計画に係り認定日以降に発生（発注・契約）し、かつ、補助対象経費に該当するものが対象となります。ただし、認定からNEDOからの助成金交付決定までは一定の期間が必要となるところ、この間に発注・契約が必要となる取組がある場合には、認定申請書の５（３）に取組ごとに「当該取組については、計画認定後、助成金交付決定前であっても速やかに着手したい。」旨明記した上で申請を行ってください。<br>また、事業の緊急性に鑑みて、法に基づく認定以前に着手した分の補助対象経費（施設・設備整備に係るものに限る。）についても、計画の実施に当たって当該着手の緊要性が認められるもの、例えば代替可能性の低さや納入・施工が長期化している等の理由により、整備に一定期間を要する（※１）ことから、半導体の安定供給確保に影響を生じさせないために早期の発注等が求められるもの（※２）に限り、例外的に取組方針改定版の公表日（令和6年3月29日）まで遡って対象経費として認められる場合があります。<br><br>※１　納入等が認定前になる施設・設備は、事前着手分の補助対象経費には認められません。<br>※２　その他のケースについては個別にお問い合わせください。なお、各申請者の事前着手の可否判断は認定時に行いますので、事前のお問い合わせではあくまで一般論として回答させていただきます点、ご了承ください。<br><br>事前着手を行った場合には、認定申請の際に「事前着手承認申請書」の提出が必要になるため、必ずご提出ください。なお、事前着手の有無は、認定の可否に影響しません。また、着手の緊要性が認められない場合は、原則に従い認定日以降に発生した補助対象経費から対象となります。その場合、事前着手分は全て申請事業者の負担で実施していただくことになりますので、この点をご認識の上で着手時期をご判断ください。<br>事前着手分を対象経費に含めることを希望する事業者におかれましては、当該着手の緊要性が認められない可能性に留意するとともに、以下の点にもご注意ください。<br>・事前着手分が認められた場合でも、供給確保計画の認定通知書に記載の「事前着手の開始日として認める日」より前に実施した発注・契約等に係る経費は補助対象外となります。<br>・助成を行うNEDOの補助金のルールに従った手続き（下記 URL ご参照）が求められますので、十分ご注意ください。（※特に「Ⅳ 経理処理について」（P.41 以降）をご確認ください。）<br>https://www.nedo.go.jp/content/100944567.pdf<br><br>なお、施設・設備整備に係る投資、技術開発投資ともに、認定日より前に投資公表している案件については、補助対象外となります。 |

| 番号 | 項目 | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|
| **2. 認定申請の方法について** | | | |
| 2-1 | 申請手続き | 供給確保計画の認定を受けたい場合は、どうすればいいですか。 | 供給確保計画の認定申請書（様式第一）に必要事項をご記入いただき、必要な添付書類とともに、経済産業省商務情報政策局情報産業課（半導体原料の場合は、製造産業局 素材産業課）に、申請書類を提出してください。なお、計画申請を行う場合、提出の意志がある旨、経済産業省 商務情報政策局 情報産業課（半導体原料の場合は、製造産業局 素材産業課）まで、必ず事前にご連絡いただくようお願いいたします。また、ご不明な点がある場合にも、経済産業省 商務情報政策局 情報産業課、製造産業局　素材産業課又は金属課までお問い合わせください。 |
| 2-2 | スケジュール | 認定申請等のスケジュールはどのような予定ですか。 | 予算の効果的・効率的な執行のため、以下のスケジュールを予定しています。<br>申請をお考えの場合は、申請書提出前に必ず経済産業省に事前相談をいただくようお願いいたします。<br>第１回：2024年3月29日（金）～2024年5月31日（金）　※第１回の認定は7月上旬頃を予定<br>第２回以降は、第１回の認定申請の状況等に鑑み、申請期間の設定をいたします。<br>なお、申請の修正が必要な場合は、上記の期間内に修正を終えることが必要です。期間内に修正が終わらなかった場合には次の期間で審査等を行うことになりますので、予めご了承ください。ただし、期間内に申請が完了した場合でも、申請期間終了後に、経済産業省が確認する過程において、必要に応じて経済産業省側から申請内容に関して確認等を求める場合があります。<br>また、予算の残額がなくなった場合には、予算を前提とした供給確保計画の申請をいただいても認定できませんので、予めご了承ください。 |
| 2-3 | 日本語以外での書類 | 認定申請書は日本語以外での記載も可能ですか。また、添付書類についても日本語以外の書類で良いですか。 | 認定申請書は、日本語での記載をお願いします。<br>なお、添付書類が日本語以外の場合、主要項目の和訳の添付もご提出いただくよう、お願いします。 |
| 2-4 | 共同申請の場合の申請書の記載方法 | ２以上の事業者で共同で認定申請を行う場合に、それぞれの事業者ごとの計画を認定申請書に記載すべきですか。それとも、全体としてまとめた計画として記載すべきですか。 | 共同申請を行う場合には、事業者ごとに計画を記載してください。その際、認定申請書（様式第一）は、事業者ごとに計画を作成し、共同申請であることが分かるように「１　名称等」の箇所に共同申請を行う全ての事業者に関する情報を記載し、全事業者分の書類をまとめて提出するようにお願いします。<br>なお、同一業種に属する複数の事業者が供給確保計画を申請しようとする場合、認定に際しては公正取引委員会への意見の求め（法第29条第1項）が必要となる場合（例：有力な事業者同士による共同生産等）があります。その場合、認定の審査に時間を要する場合がございますので、申請前に、経済産業省 商務情報政策局 情報産業課、製造産業局　素材産業課又は金属課まで前広にご相談ください。 |
| 2-5 | 設備・装置の先端性 | 「導入する設備・装置の性能が先端的であること（特注品又は製造機器企業の最新カタログに掲載されているもの若しくはこれに相当するもの）。」については、どのような書類を提出すれば良いですか。 | 以下に該当する書類をご提出ください。提出に当たって判断に迷うものがあれば、経済産業省 商務情報政策局 情報産業課、製造産業局　素材産業課又は金属課までご相談ください。<br>・特注品であることが分かるもの<br>・製造機器企業の最新カタログとその該当部分 |
| 2-6 | 継続生産 | 継続生産について、いつを起算点にすれば良いですか。 | 認定申請書（様式第一）のうち、４．（２）特定重要物資等の安定供給確保に関する目標（見込み）に記載された、当該事業計画で最終的に達成すべき「生産能力」を確保する日を起算日としてカウントしてください。 |
| 2-7 | 取組を実施するために必要な資金の額及び調達方法① | 申請様式中「５ 計画の実施内容（４）取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」の金額については、どのような金額を書けば良いですか。 | 「取組を実施するために必要な資金」については、認定申請書（様式第一）「５　計画の実施内容（４）取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」において、①設備投資額と②運転資金の各々の額が明示される形で記載ください。「取組に必要な資金の合計額」には、設備投資額と運転資金の合計額（①＋②）を記載ください。<br>なお、補足として、<br>①には、土木・建設工事費、生産活動に欠かせない設備の購入費が含まれます。<br>②には、①に含まれないものが全て含まれます。<br>※土地取得や土地賃借料については、①に含むことはできません。<br>※生産施設と関係があると認められない附帯施設や設備等は、いずれにも含むことはできません。 |

<table>
<tr><th>番号</th><th>項目</th><th>質問</th><th>回答</th></tr>
<tr><td>2-8</td><td>取組を実施するために必要な資金の額及び調達方法②</td><td>株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）による金融機関からの貸付を希望する場合、どのように記入すれば良いですか。</td><td>ツーステップローンによる金融機関からの貸付を希望する場合には、認定申請書の「５　計画の実施内容」「（４）取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」のうち、「政府関係金融機関からの借入れ」において、支援を期待する額が分かるように明示してください。<br>また、認定申請書の「５　計画の実施内容」「（５）　期待する支援措置　株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）」の「希望する」に〇を付けてください。<br><br>なお、ツーステップローンは、必要な資金（※）が原則として50億円以上、貸付期間が５年以上、民間金融機関との協調融資を原則としています。<br>※　事業規模を指しており、指定金融機関からの融資額が50億円以上である必要はありません。<br>ツーステップローンの活用を検討する際には、前広に、指定金融機関にご相談ください。<br><br>（参考）<br>現在、経済安全保障推進法に基づく指定金融機関として、「株式会社日本政策投資銀行」（DBJ）が指定されています。<br>本店（東京都千代田区大手町）のほか、各支店（北海道、東北、新潟、北陸、東海、関西、中国、四国、九州、南九州）でも相談可能です。<br>日本政策投資銀行HP（本店・支店情報）<br>https://www.dbj.jp/co/info/branchnews/<br><br>【記載例】<br><br>（４）取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法<br><table><tr><th>調達方法<br>費用</th><th>政府関係金融機関からの借入れ</th><th>民間金融機関等からの借入れ</th></tr><tr><td>取組に必要な資金の合計額</td><td>100（指定金融機関：〇●銀行）</td><td>20（●〇銀行）</td></tr></table><br>（５）　期待する支援措置<br>実施予定の取組番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿<br><table><tr><th>支援措置</th><th>希望する</th><th>希望しない</th></tr><tr><td>株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）</td><td>〇</td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>2-9</td><td>取組を実施するために必要な資金の額及び調達方法③</td><td>共同申請の場合、申請様式中「５ 計画の実施内容（４）「取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」にどのように記入すれば良いですか。</td><td>共同申請の場合には、事業者ごとに必要な資金の額等が分かるように別々に記載してください。</td></tr>
<tr><td>2-10</td><td>実施体制①</td><td>申請様式中「６　取組の実施体制」にはどのような内容を記載すれば良いですか。</td><td>安定供給確保のための取組に関係する主な部署について、それぞれの部門の責任者、担当者の人数・役職・役割分担等を図などを活用して記載してください（共同申請者間の連携体制を含む。）。また、取組に関する情報を適切に管理するための体制の整備状況についても記載してください。</td></tr>
<tr><td>2-11</td><td>実施体制②</td><td>申請様式中「６　取組の実施体制」のうち、（注４）外国の法的環境等による安定供給の適切性への影響に関する状況について、何を記載すれば良いですか。</td><td>申請事業者とそのサプライヤーが、その本社等の立地する場所の法的環境等により安定供給の適切性が影響を受けないこと（例えば、技術情報の流出や、安定供給確保に影響を生じさせるような外国の関係法令が現時点で存在しないこと）を確認の上、その旨を記載し、必要に応じ、記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。</td></tr>
<tr><td>2-12</td><td>実施体制③</td><td>コーポレートガバナンスに関する規程等の整備状況は、何を記載すれば良いですか。</td><td>例えば以下の資料の整備状況を記載してください。また、併せて当該資料を提出してください。判断に迷うものがあれば、経済産業省 商務情報政策局 情報産業課、製造産業局　素材産業課又は金属課までご相談ください。<br>・事業者の法人形態、所有関係を示す書類（有価証券報告書等）<br>・コーポレートガバナンスに関する規程及び必要な体制に関する説明資料<br>・国際的に受け入れられた会計基準に基づき作成・公開された財務諸表</td></tr>
<tr><td>2-13</td><td>サプライチェーンを含む必要な供給能力確保</td><td>サプライチェーンを含む必要な供給能力確保に関する計画を整備しているかは、どう判断すれば良いですか。</td><td>申請事業者やサプライヤーの生産拠点、及びそれらの供給能力を踏まえた上で、特に他社製品を使用している場合には、それらに関するリスクに対応するための計画を整備しているかで判断してください。なお、リスクへの対応策等は、認定申請書（様式第一）「４　取組の内容及び目標」「（２）特定重要物資等の安定供給確保に関する目標（見込み）」にその詳細を記載ください。</td></tr>
<tr><td>2-14</td><td>事業継続計画の策定</td><td>事業継続計画を策定しているかどうかは、どう判断すれば良いですか。</td><td>申請事業者が、災害などの緊急事態が発生した際に損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画として、事業継続計画（BCP）を整備しているかで判断してください。なお、添付資料として、BCPの概要に係る資料の提出を任意で求めています。</td></tr>
<tr><td>2-15</td><td>人権尊重</td><td>取組方針第６章第２節に規定する事項に関連して、申請様式中「７　その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」の該当欄にはどのような記載を行えば良いですか。</td><td>責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインに基づく組織内での対策の実施など、サプライチェーン上の人権等のリスクに関して対応している内容を記載してください。また、必要に応じ、記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。</td></tr>
</table>

| 番号 | 項目 | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|
| 2-16 | その他取組方針への適合性① | 申請様式中「７　その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」において、何を記載する必要がありますか。 | 地域経済への貢献や雇用創出効果や、人材確保に関する取組、GXに繋がる投資支援に該当する場合は、10年間の継続生産等に関する取締役会その他これに準ずる機関による決議・決定を得ていることなどを記載ください。 |
| 2-17 | その他取組方針への適合性② | 申請様式中「７　その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」において、人材確保に関する取組を行っていることを示すためには、どうすれば良いですか。 | 適切に生産を行うために必要な人材・人員数の考え方についての説明を記載してください。人材確保に向けた人材育成に関する取組等を行っている場合には、その内容についての説明も、認定申請書（様式第一）の「７　その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」「その他取組方針への適合性に関する事項（注３）」に記載してください。また、必要に応じ、記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。 |
| 2-18 | その他取組方針への適合性③ | 申請様式中「７　その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」において、地域経済への貢献や雇用創出効果を示すために、具体的に何を提出すれば良いですか。 | 提出資料の様式は特に問いません。取組方針第３章第９節の記載を踏まえ、供給確保計画を通じて、どのように地域経済に貢献するのか、雇用創出効果を挙げるのか、などについて、具体的に説明してください。例えば、申請に係る供給確保計画について、安定的な供給を確保するための、工場等の立地地域における人材の雇用やパートナーシップ構築宣言への参加など、サプライチェーンを構築する企業との連携を通じた地域経済への裨益等が期待される場合には当該内容について記載してください。また、必要に応じ、記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。 |
| 2-19 | その他取組方針への適合性③ | 取組方針第６章第２節に規定する事項に関連して、申請様式中「７　その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」の該当欄にはどのような記載を行えば良いですか。 | 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」に基づく組織内での対策の実施など、サプライチェーン上の人権等のリスクに関して対応している内容を記載してください。<br>【参考】<br>https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf |
| 2-20 | 添付資料① | 申請様式中、添付資料の「３．取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置を行う見込みがあることを示す書類」については、具体的にどのような書類を提出すれば良いですか。 | 「８　取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置」にある「需給ひっ迫時の対応」「供給能力の維持又は強化のための継続投資又は研究開発等」を証明する書類を指しており、具体的には、上記の内容を確認できる設備投資計画や、需給ひっ迫時に対応する旨の誓約書などをイメージしています。 |
| 2-21 | 添付書類② | 様式の添付書類に記載されている１－（１）から５以外に、提出すべき書類はありますか。 | 以下の資料の提出をお願いします。なお、下記以外につきましても、必要に応じて求める場合があります。提出に当たってご不明点があれば、経済産業省 商務情報政策局 情報産業課、製造産業局　素材産業課又は金属課までご相談ください。<br>・キャッシュフロー計算書又はこれに準ずるもの<br>・格付業者の信用格付を取得している場合は取得時期とその信用格付を示す資料<br>・事業者の法人形態、所有関係を示す書類（有価証券報告書等）<br>・コーポレートガバナンスに関する規程及び必要な体制に関する説明資料<br>・国際的に受け入れられた会計基準に基づき作成・公開された財務諸表<br>・必要金額の積算や計画の各年度において支援措置の対象とする内容の詳細に関する書類<br>　- 施設の整備等に関する取組：土地・建物の所有関係に関する資料、施設の配置図、設計図、設備の配置図等<br>　- 設備の導入等に関する取組：<br>　　①設備の一覧（導入年度、所要金額、設備の種類、設置場所等）<br>　　②導入する設備・装置の性能が先端的であること（特注品又は製造機器企業の最新カタログに掲載されているもの若しくはこれに相当するもの）が分かる書類<br>　※なお、金額の算出根拠については、NEDOによる助成金を希望する場合、設備の具体的な金額の妥当性等は、認定取得後に行っていただくNEDOへの交付申請の段階で精査されることになります。認定申請においては、競争見積（２者以上の相見積）を行うなど、NEDOの経費計上のルールを理解し、当該ルールに則った契約等を行うことを確認します。<br>・GXに向けた投資支援に該当する場合：10年間の継続生産等に関する取締役会その他これに準ずる機関による決議・決定がなされていることを示す書面（取締役会における決議文書、取締役会の議事録の写し等） |
| 2-22 | 計画認定① | 供給確保計画の認定に向けて、どのように審査が行われますか。 | 半導体・デジタル産業戦略検討会議での検討結果や米国をはじめとした有志国・地域との半導体分野における議論との整合性も踏まえ、取組方針等に基づく経済産業省での審査を行います。また、情報管理を徹底の上、必要に応じて外部有識者に意見聴取を行います。 |
| 2-23 | 計画認定② | 認定された場合、計画の内容は公表されますか。 | 認定供給確保計画の概要（事業者名、助成額、取組内容（取組の種類や対象品目）等）をHPにて公表することを予定しています。なお、企業秘密に該当する情報や取組の詳細内容等は公表いたしません。 |
| 2-24 | 認定後の希望支援措置の追加 | 認定後に支援措置を追加で希望することは可能ですか。可能な場合には、どのような手続きが必要ですか。 | 追加で支援措置を希望する旨について、認定供給確保計画を変更することを条件に、各支援措置の適用についてご相談いただくことは可能です。ただし、希望される支援措置の適用を実際に受けられるかどうかについては、各支援措置の執行機関において適用基準を満たしているか等により判断されることになります。<br>なお、事前に変更認定申請が必要な場合に該当する場合は、各支援措置の適用について御相談いただく前に、変更認定を受ける必要があります。 |

| 番号 | 項目 | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|
| 2-25 | 変更認定と軽微な変更 | 計画の変更をしたいときに、事前に変更認定申請が必要な場合と、軽微な変更として事後的な届出で良い場合と、どのようなケースがどちらに当てはまるのか、具体的に知りたいです。 | 具体的なケースについては、経済産業省 商務情報政策局 情報産業課、製造産業局　素材産業課又は金属課まで御相談ください。<br>なお、以下のようなケースを例示として御確認ください。<br>①事前に変更認定申請が必要な場合<br>・認定安定供給確保計画を実施するために必要な資金額および助成金額を増額又は減額する場合<br>・認定供給確保計画について、生産する特定重要物資等の種類の変更や性能のダウングレード、生産開始時期の後ろ倒し、継続生産期間の短縮、生産能力の縮小等の取組内容の変更が生じる場合<br>②軽微な変更として事後的な届出で良い場合<br>・認定供給確保事業者の名称・住所等、供給確保計画の取組に直接関係しない記載内容を変更する場合<br>・認定供給確保計画の実施期間を６月以内の範囲で変更する場合（※）<br>・認定供給確保計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であって、当該資金の額について10パーセント未満の増減を伴うもの（助成金の額の変更を除く。）<br>（※）ただし、実施期間の変更により、継続生産等の要件を満たさなくなる場合には軽微な修正には当たりませんので、ご留意ください。 |
| **3. 支援措置の条件・対象について** | | | |
| 3-1 | 補助率 | 補助率は何割ですか。 | 原則として、1/3を上限として支援を行います。半導体原料の場合は、1/2となる場合があります。 |
| 3-2 | 上限額について | 一事業に対する助成の上限額はありますか。 | 上限を設けてはおりませんが、事業の妥当性・適格性・必要性・実現可能性等を勘案し、補助率の範囲内で助成額を決定します。 |
| 3-3 | 共同申請の場合の助成の適用 | 共同申請を行う場合、共同申請者も助成を受けることができますか。 | 計画に記載された生産施設の整備を行う共同申請者であれば、助成を受けることが可能です。<br>ただし、代表申請者と共同申請者で、生産施設の整備について、重複する内容に必要な資金に係る助成を受け取ることはできません。代表申請者と共同申請者の役割分担については、明確に分かるように記載ください。 |
| 3-4 | 事業規模① | 事業規模について、「原則として300億円（又は2,000億円）以上とする。」という記載がありますが、「事業規模」とは何を指しますか。 | 「事業規模」は、当該事業に対する設備投資額を指します。 |
| 3-5 | 事業規模② | 事業規模について、「原則として300億円（又は2,000億円）以上とする。」という記載がありますが、どのような場合に、原則以外の場合に該当しますか。 | 経済安全保障推進法に基づく半導体の安定供給確保のための取組においては、経済安全保障上の観点から、戦略的自律性・不可欠性を確保すべく、半導体・半導体製造装置・半導体部素材の供給基盤の整備・強化を目的として、民間だけでは実現が困難な大規模な投資を必要とする計画に対して支援を行うこととしています。このため、供給確保計画の認定に当たっては、投資規模を原則300億円（従来型半導体のうち、パワー半導体については原則2,000億円以上）を要件としており、当該投資規模を下回る取組については、原則として認定対象になりません。<br>ただし、経済安全保障上の観点から、当該取組の重要性が著しく認められる場合においては、当該事業規模を下回る場合であっても、例外的に認定される可能性があります。<br>なお、半導体製造装置等及び半導体部素材等については、取組方針において、事業規模が300億円未満であっても認定する要件を定めています。<br>当該要件への該当の是非については、認定申請書（様式第一）に記載された内容を総合的に勘案して判断されます。申請するに当たって判断に迷うものがあれば、経済産業省 商務情報政策局 情報産業課又は製造産業局 素材課までご相談ください。<br><br>●事業規模が300億円未満であっても、以下の要件のいずれかを満たす場合は、当該取組を認定の対象とする。<br>　①当該取組が、当該取組で整備する設備により生産する物資（以下「取組対象物資」という。）の国内における自社による生産能力を３割以上増強するものであること（事業着手の前年度比）<br>　②当該取組が、取組対象物資の海外からの自社による調達量の３割以上を国内で生産する基盤を新たに構築するものであること（事業着手の前年度比）<br>●取組対象物資が、半導体製造装置又は半導体部素材を構成する部品・素材等である場合は、上記に加えて、以下の要件全てを満たすこと。<br>　①取組対象物資を用いて生産する半導体部製造装置又は半導体部素材の性能・機能等を決定付けるものであり、当該半導体製造装置又は半導体部素材の生産に必要不可欠かつ他物資での代替が困難（製造装置等との擦り合わせが困難となる、擦り合わせの過程で機微な技術情報が流出するなど）であること。<br>　②供給途絶の蓋然性及び切迫性並びに支援の緊要性が特に高く、これを示す客観的な根拠を示すことが可能であること。（例：他国による巨額の補助金その他の支援措置、誘致活動や特定国への原料の偏在など、他国における立地が圧倒的に有利な状況にあること、取組対象物資について半導体メーカー等から増産の要請があること、現に他国企業による技術的な追い上げが著しいことなどを示す客観的な根拠があり、こうした状況を総合的に勘案し、直ちに支援を行わなければ、取組対象物資の供給が過度な外部依存・供給途絶に陥る蓋然性が相当程度高まると認められること。） |
| 3-6 | 支援措置の併用について | ツーステップローンとNEDOによる助成金と併用はできますか。 | 併用可能です。 |

| 番号 | 項目 | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|
| 3-7 | 追加支援措置 | 認定後に支援措置を追加で希望することは可能ですか。可能な場合には、どのような手続きが必要ですか。 | 追加で支援措置を希望する旨について、認定供給確保計画を変更（※）することを条件に、各支援措置の適用について御相談いただくことは可能です。ただし、希望される支援措置の適用を実際に受けられるかどうかについては、各支援措置の執行機関において適用基準を満たしているか等により判断されることになります。なお、助成金については基金の残額に配慮した上で判断されることになります。<br>※変更に必要な手続きは、「変更認定と軽微な変更」の欄をご参照ください。なお、事前に変更認定申請が必要な場合に該当する場合は、各支援措置の適用について御相談いただく前に、変更認定を受ける必要があります。 |
| 3-8 | GXに繋がる投資支援に関する要件① | 取組方針に取組の一部は、「確実な脱炭素化の実現に向けて、先述の10年間の継続生産等及びそれに関する取締役会その他これに準ずる機関による決議・決定を企業に求める」とありますが、どのような取組が対象で、具体的にどのような書類を提出すれば良いですか。 | GXに繋がる投資としては、省エネと性能向上の両立に資するパワー半導体、ガラス基板の生産基盤整備が該当します。詳細は経済産業省 商務情報政策局 情報産業課までご相談ください。<br>また提出資料の様式は特に問いません。取組方針第３章第４節の記載を踏まえ、供給確保計画に基づき、当該品目の10年間の継続生産等を行うことについて、取締役会その他これに準ずる機関において決議・決定がなされていることを示す書面（例えば、取締役会における決議文書、取締役会の議事録の写しなど）を提出してください。 |
| 3-9 | GXに繋がる投資支援に関する要件② | 取組方針に取組の一部は、「確実な脱炭素化の実現に向けて、先述の10年間の継続生産等及びそれに関する取締役会その他これに準ずる機関による決議・決定を企業に求める」とありますが、「その他これに準ずる機関」とは具体的に何を指しますか。 | 取締役会を置いていない事業者の場合、同等の意思決定機関として、例えば、取締役や代表取締役などが該当し得ると考えられます。 |
| 3-10 | GXに繋がる投資支援に関する要件③ | GXに繋がる投資に対する支援を受けたいのですが、現在、GXリーグに参画していません。これからGXリーグに参画する場合は、どのように手続きを行えば良いですか。また、参画に当たってはどのような要件が課せられますか。 | GXリーグへの参画に当たっては、以下のウェブサイトを参照してください。<br>https://gx-league.go.jp/howtojoin/<br>なお、新規の参画募集の締め切りは2024年2月29日とされておりますが、新規参画を検討される場合は、経済産業省 商務情報政策局 情報産業課までご相談ください。 |
| 3-11 | GXに繋がる投資支援に関する要件④ | GXリーグ参画企業については、（３）～（５）の要件を自動的に満たすことになりますか。 | （３）及び（４）については、GXリーグへの参画によって充足されますが、（５）については、GXリーグで期待される取組だけでなく、個別に必要となる排出削減効果等の観点から、GXリーグ参画によって自動的に充足されるものではなく、個別に取組を検討いただく必要があります。 |
| 3-12 | GXに繋がる投資支援に関する要件⑤ | （３）に記載の「第三者検証」は、どのように実施すれば良いですか。 | 以下の「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則って実施してください。<br>https://gx-league.go.jp/rules/verification/ |
| 3-13 | GXに繋がる投資支援に関する要件⑥ | （５）に記載の脱炭素効果に係る情報は、いつ、どのような様式で提出すればよいですか。 | 認定申請時の書面等の提出は不要ですが、認定後、経産省の指示に応じて、脱炭素効果の把握のために必要な情報等を御提出いただく必要があります。<br>具体的な内容や提出時期等については、適時、経産省より連絡します。<br>なお、申請書を提出いただいたことをもって、本要件に誓約いただいたものとみなします。申請に当たっては、その旨ご認識置きください。 |
| 3-14 | 需給ひっ迫時の対応① | 取組方針における「半導体及び原料等の需給のひっ迫した場合における増産」との記載について、需給がひっ迫した有事の際に備えて、生産余力を確保しておくことを要求されますか。 | 半導体及び原料等の生産等能力については、申請いただいた計画に基づいて10年間の継続生産等を担保いただく必要がありますが、需給ひっ迫時の対応として、生産余力の確保を義務付けるものではありません。その上で、有事においては、関係事業者の事情を踏まえつつ、政府から増産等への協力依頼を行う場合が想定され、ひっ迫時における必要な協力をお願いするものです。 |

| 番号 | 項目 | 質問 | 回答 |
| --- | --- | --- | --- |
| 3-15 | 需給ひっ迫時の対応② | 半導体及び原料等の需給ひっ迫時に、備蓄の全部又は一部放出の協力等を行う事態になったとき、政府からの援助は行われますか。 | 半導体及び原料等の需給がひっ迫した場合における増産及び備蓄の全部又は一部放出の協力等、半導体及び部素材等の国内における安定的な供給に資する措置については、少なくとも安定供給確保支援独立行政法人基金からの助成金の交付対象ではありません。<br>なお、供給確保計画の認定に当たっては、第３章第６節（１）又は（２）のような措置が見込まれると認められる計画に対して、同章第１節（２）のような取組を支援し、その際、③のように備蓄のための設備投資等を行う取組についてを支援対象と想定しております。 |
| 3-16 | 技術流出防止措置① | 「コア技術」について、より詳細な定義を教えてください。 | 「生産に有用かつ中核的な技術」は、計画の認定対象である半導体及び原料等を生産する際に必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術を指します。<br>「当該取組の成果である技術」は、当該取組が研究開発であった場合に、当該取組によって開発される技術を指します。<br>「公然と知られていないもの」は、特許出願の公開、論文発表などの方法によって公の場に発表されておらず、かつ申請者を含む限られた関係者しか知らないものを指します。 |
| 3-17 | 技術流出防止措置② | 「コア技術」とは、具体的にどのような技術を記載すれば良いですか。 | 「コア技術」については、個々の部品の性能や製造方法によって差があるため、申請者にて「コア技術」の定義に沿った技術を具体的に記載ください。<br>「コア技術」の妥当性について、判断に迷う場合は、経済産業省 商務情報政策局 情報産業課、製造産業局　素材産業課又は金属課にお問い合わせ下さい。 |
| 3-18 | 技術流出防止措置③ | 「コア技術」の実現に直接寄与する技術とは、具体的にどの様な技術でしょうか。 | 「コア技術の実現に直接寄与する技術」は、その技術を知ることでコア技術が漏洩する可能性がある技術を指します。例えば、コア技術の開発手順や、製造に必須となる製造装置のパラメータ設定、サンプルの試験方法や計測法、原材料の配合などのノウハウが該当します。 |
| 3-19 | 技術流出防止措置④ | 技術流出防止措置の実施は、過去に認定を受けた事業計画も対象に含まれますか。 | 取組方針の改定（令和6年3月29日）以降に、半導体の安定供給確保に係る取組として新たに認定された事業計画が対象となります。 |
| 3-20 | 技術流出防止措置⑤ | 技術流出防止措置を実施する者には、申請者のみが該当しますか。 | 技術流出防止措置を実施する者は申請者だけでなく、コア技術を供与されるグループ会社も対象に含みます。<br>措置（ア）～（ウ）について、グループ会社を対象として考えた場合、具体的には以下内容となります。<br>（ア）グループ会社内のコア技術等にアクセス可能な従業員を制限し、管理体制や規程の整備を講じること。<br>（イ）グループ会社内において（ア）に規定する従業員からの技術流出措置を講じるとともに、守秘義務の誓約を得ること。また、退職後の競業避止義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組を行うこと。<br>（ウ）グループ会社ではなく、グループ会社の取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、(ア)及び（イ）に相当する内容の措置を講じることを求め、取引先からのコア技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。<br><br>なお、コア技術を供与されるグループ会社が存在する場合、添付資料３「取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置を行う見込みがあることを示す書類」に、申請者の措置の他、グループ会社の措置についても記載願います。 |